●【管理者等の設置・変更】

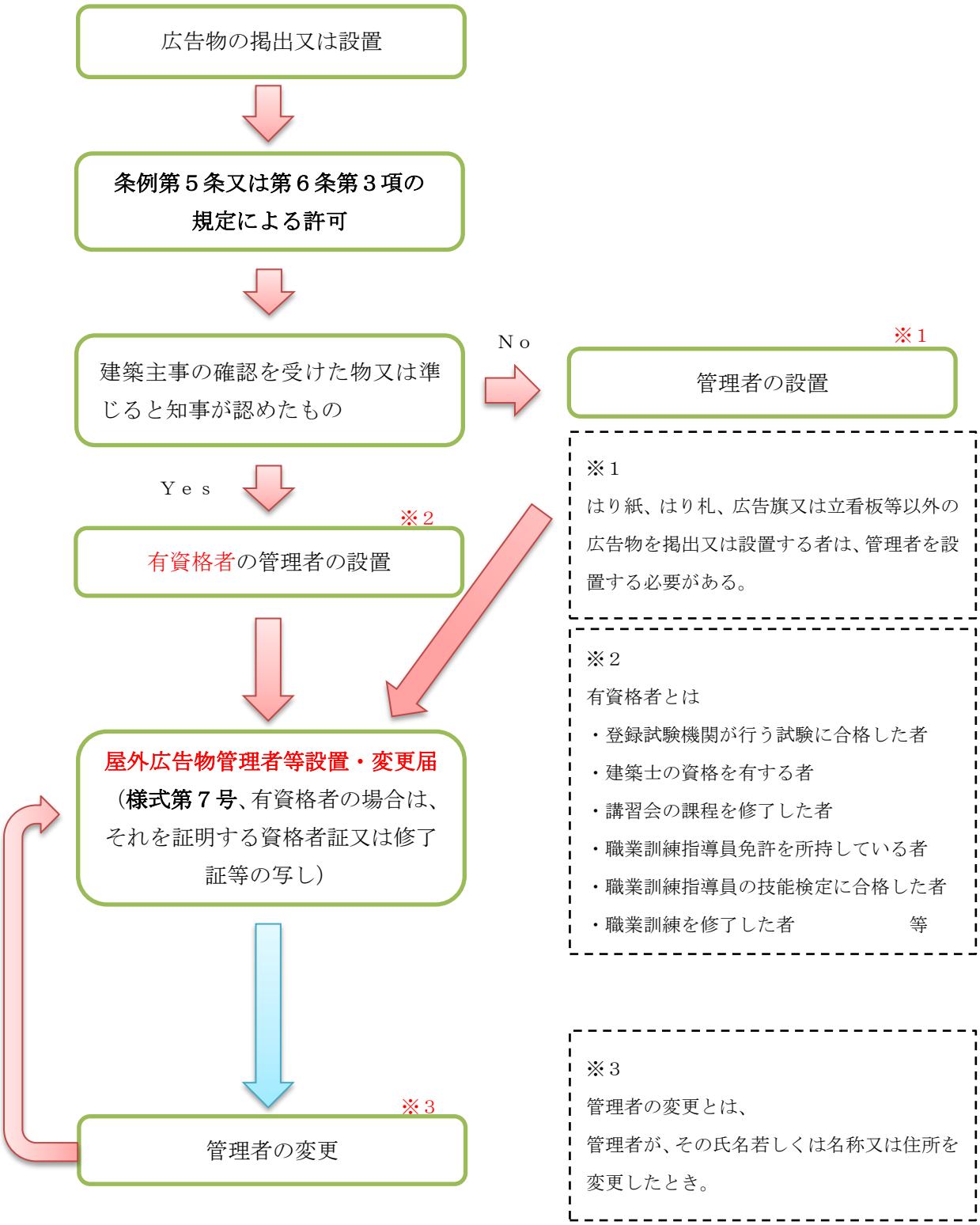
広告物の掲出又は設置
条例第５条又は第６条第３項の規定による許可
建築主事の確認を受けた物又は準じると知事が認めたもの
Ｎｏ
※１
管理者の設置
Ｙｅｓ
※２
有資格者の管理者の設置
屋外広告物管理者等設置・変更届
（様式第７号、有資格者の場合は、それを証明する資格者証又は修了証等の写し）
※３
管理者の変更
※１
はり紙、はり札、広告旗又は立看板等以外の広告物を掲出又は設置する者は、管理者を設置する必要がある。
※２
有資格者とは
・登録試験機関が行う試験に合格した者
・建築士の資格を有する者
・講習会の課程を修了した者
・職業訓練指導員免許を所持している者
・職業訓練指導員の技能検定に合格した者
・職業訓練を修了した者　等
※３
管理者の変更とは、
管理者が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。